慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	編集後記
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2005
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.2 (2005. 3) ,p.280-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20050315-0280

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

編集後記

私(平野)は、司法試験予備校で長く教えたことがあるので、予備校と大学とを比較する資格のある数少ない存在である。予備校からも見習う点は少なくない。

まず、予備校での講義では、必ず受講生の講義評価アンケートが行われる。書き入れ式のアンケートを見て、どれだけ参考になり、それがその後の講義に生かされることになっているか。また、大学とは異なり、予備校では全員が法曹希望者であり、死んだ魚の目のような雰囲気の者や、私語をする者などはいない。相乗効果として、教師のやる気を高めることになる。更に、教材についても、講義の資料の原稿を送ると、予備校では教材作成スタッフという専門的能力を持った教材開発スタッフ(受験生ないし元受験生でもある社員と受験生アルバイト)がおり、いろいろチェックをして意見をいってくれたりする。引用文献のチェックまで、有斐閣さながらの完璧なサポートをしてくれるものである。これらは、営利企業である予備校にとって、学生(受講生)はお客様であり、講義は商品であり、またその商品を基準として予備校間の競争にもさらされているという事情による。

さて、法科大学院ができて、教育産業において大学を凌駕していた予備校にどれだけ追いついたのであろうか。授業内容、教育目標が異なるのは当然の前提であるが、周辺的なサポートは見習うべきである。坊主憎くけりゃ袈裟まで憎いではなく、何でも前向きに吸収できるところは吸収すべきである。結論としては、革命的に変ったといえる。法曹希望者だけが集まった熱い連中を相手にするという、夢のような状況は実現された。教材作成のサポートはまだ予備校にまったく歯が立たないが、それでもずいぶんと改善された（ようやくコピーのサポートはできるようになった)。ところが今度は、過労死する教師が大学によっては出るほど、教育の負担が過剰になりすぎた。「研究教育」から「教育研究」と優先順位が逆転してしまったようである。腐っても「大学」である。予備校の話に戻るが、予備校の講師は、大袈裟にいえば歌手、芸能人更にはスポーツ選手と同じであり、予備校のスタッフが事務はすべてやってくれて、ただ講義をするだけである。それだけ教育というサービスの商品価値を高く評価しているのであり、また、経営と教育とが完全分離である。しかし、大学では経営（大学運営）は事務職員、われわれは質の高い教育を提供するスターという存在ではない。これが営利法人と公益法人の差、また、教育を売り物とするのではない大学教員との差であろう。隣の芝生は青く見えるものである。

（編集委員を代表して　　委員長　平野裕之）